

業務名 (業務コード)		輸出申告事項登録 (EDA)												条件				コード	入力がない場合の 補充項目 (数字は優先順位)	入力条件/形式	端末仕様 (参考)														
項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰上	輸出申告/積戻し申告/コンテナ扱い申告兼予備申告				特定輸出申告				展示等積戻し申告						コンテナ扱い申出														
							大額		少額		大額		少額		大額		少額				大額		少額												
66	*	記事 (通関業者用)	NT2	j	70		C		C		C		C		C		C		C		C														
67	*	記事 (荷主用)	NT3	j	70		C		C		C		C		C		C		C		C														
68	*	社内整理用番号	REF	an	20		C		C		C		C		C		C		C		C														
69	50	輸出統計品目番号	CMD	an	9		M		C		M		M		C		C		M		C				輸出統計品目番号	(1) 輸出統計品目表の番号、統計細分を続けて入力 (2) 「NA CCS用」欄に「*」及び「†」がある場合は、NA CCS用の輸出統計品目番号を入力 (3) 通関業者統計上対象の場合は、必須入力 (4) 少額申告 (特定輸出申告を除く。)、または展示等積戻し申告の場合は、輸出統計品目番号の先頭4桁のみ入力可 (5) 少額申告の場合は1欄のみ入力可									
70	*	NA CCS用コード	GMS	an	1		M		X		M		X		C		X		M		X					(1) 輸出統計品目表のNA CCS用を入力 (2) 必要に応じ、貨物の属性を入力 (3) 展示等積戻し申告の場合は、「T」のみ入力可 X: 少額計算の貨物 E: 統計上除外の貨物 Y: 再輸出の貨物 T: 通関貿易統計対象の場合									
71	*	品名	CMN	an	40		F		M		F		F		M		M		F		M			輸出品目DB	入力された品目コードが、システムに品名が特定できないものとして登録されている場合は、必須入力										
72	*	数量 (1)	QN1	n	12		C		X		C		X		C		X		C		X					(1) 統計上を要する品目の場合に、数量を入力 (2) 統計上の第1数量と第2数量の入力順は特定しない (3) 小数部2桁まで入力可						O			
73	*	数量単位コード (1)	QT1	an	4		M		X		M		X		M		X		M		X			数量単位コード	(1) 統計上を要する品目の場合に、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること (2) 再輸出の貨物の場合または通関貿易統計上対象の貨物の場合は、数量単位コード (1) または数量単位コード (2) に重量系の入力があること										
74	*	数量 (2)	QN2	n	12		C		X		C		X		C		X		C		X					(1) 統計上を要する品目の場合に、数量を入力 (2) 統計上の第1数量と第2数量の入力順は特定しない (3) 小数部2桁まで入力可						O			
75	*	数量単位コード (2)	QT2	an	4		M		X		M		X		M		X		M		X			数量単位コード	(1) 統計上を要する品目の場合に、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること (2) 再輸出の貨物の場合または通関貿易統計上対象の貨物の場合は、数量単位コード (1) または数量単位コード (2) に重量系の入力があること										
76	*	ベースックプライス 按分係数	BPA	n	18		C		X		C		X		C		X		X		X					(1) 価格按分により申告価格を算出する場合は、按分係数を入力 (2) 小数部2桁まで入力可 (3) ベースックプライス通貨コードに入力がある場合は、入力不可						O			
77	*	ベースックプライス 通貨コード	BPC	an	3		C		X		C		X		C		X		X		X			通貨コード (ISO 4217・英字)	(1) 価格按分によらずFOB価格により申告価格を算出する場合 (無償貨物の場合は、FOB価格の通貨種別を入力) (2) ベースックプライス按分係数に入力がある場合は、入力不可 (3) 展示等積戻し申告の場合は、「JPY」のみ入力可										
78	*	ベースックプライス 金額	BPK	n	18		M		X		M		X		M		X		X		X					(1) 価格按分によらずFOB価格により申告価格を算出する場合はFOB価格を入力 (2) 価格按分により申告価格を算出する場合は、入力不可 (3) ベースックプライス通貨コードが「JPY」以外の場合は、小数部2桁まで入力可 (4) ベースックプライス通貨コードが「JPY」の場合は、小数部入力不可						O			
79	*	他法令コード	BL	an	25		C		C		C		C		X		X		C		C			他法令コード	(1) 関税法第70条関係の許可承認等を添付する場合は、入力 (2) 5法令を超える分については、「記事 (税関用)」欄に入力。ただし、5法令を超える場合であっても、輸出抹消登録を証明する旨のコードを入力する場合は、本欄に入力 (3) 輸出承認証等識別に輸出抹消登録を証明する旨の入力がされた場合は、システムで輸出抹消登録を証明する旨のコードを入力 (4) システムで輸出抹消登録を証明する旨のコードと、マニュアルで輸出抹消登録を証明する旨のコードが混在して入力されていないこと										
80	*	輸出貿易管理令別表 コード	ET	an	5		C		C		C		C		X		X		C		C			輸出貿易管理令別表コード											
81	*	外為法第48条コード	G48	an	1		C		C		C		C		X		X		C		C				A: 外為法第48条第1項 (個別許可) B: 外為法第48条第1項 (特定包括許可) C: 外為法第48条第1項 (一般包括許可) G: 外為法第48条第1項 (特別返品等包括輸出許可)										
82	*	関税減免戻税コード	RE	an	5		C		C		C		C		X		X		X		X			関税減免戻税コード	関税率法または関税暫定措置法等の規定に基づき減免戻税を受けた場合に、該当する条項をコードで入力										
83	*	内国消費税免税コード	TR	an	1		C		C		C		C		X		X		X		X			内国消費税免税コード	内国消費税関係法規の規定に基づき免税または税の還付を受ける場合に、その税種別をコードで入力										
84	*	内国消費税免税識別	TS	an	1		M		M		M		M		X		X		X		X					内国消費税の免税または還付の適用を受ける場合は、全部該当、一部該当の別を入力 A: 全部該当 P: 一部該当									